

基礎ぐい工事に係る中間検査申請書（第四面）の記載例について

基礎ぐい工事に係る問題の発生を受け、国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あてに発出された「基礎ぐい工事に関する中間検査等について」（平成 28 年 3 月 4 日 国住指第 4241 号）では、基礎ぐい工事に関する中間検査に当たっては、基礎ぐい工事について工事監理が適切に実施されていることを中間検査申請書（第四面）の記述内容等により確認することとされています。

中間検査申請書（第四面）には工事監理の状況等を的確に記述する必要があることから、（公社）日本建築士会連合会では、工事監理の実務者から意見を頂きつつ、基礎ぐい工事に係る中間検査申請書（第四面）の記載例を作成いたしました。「記載例 1」は場所打ち杭を、「記載例 2」は既製杭をそれぞれ想定していますので、業務の参考にしていただくようお願いいたします。

なお、「記載例」はあくまで例にすぎませんので、中間検査申請書（第四面）の作成に当たっては、具体の基礎ぐい工事の状況等に応じた記述内容としていただくようお願いいたします。